

前回答申からの主な変更点

1. はじめに

CISPR16-2の前回国内答申は、平成12年(2000年)9月25日に行われ、CISPR16-2(1996年版)およびCISPR16-2修正1(1999年版)に準拠している。

その後、CISPR16-2は2003年7月に第2版が発行された。さらに2003年11月に、CISPR16シリーズの分冊化に伴い、CISPR16-2も5分冊(CISPR 16-2-1からCISPR16-2-5)となった。

2. 前回答申との主な変更点は以下のとおりである。

- (1) 第1章:前回答申の「適用範囲」は「9kHzから18GHzまでの周波数帯域でのEMCに関する現象の測定法」について規定していたものであったが、本答申の「適用範囲」は「9kHzから30MHzの周波数範囲における伝導妨害波の測定方法に関する基本的な技術条件」に限定した。
- (2) 第3章:本答申の「定義」に、測定時間、周波数掃引、周波数走査、掃引時間または、走査時間、周波数掃引幅、掃引速度または走査速度、単位時間あたりの掃引数、観測時間、総観測時間の定義が新規に追加された。
- (3) 前回答申の「第2章 妨害波測定」のうち、「2.3 測定における一般的な必要事項及び条件」が本答申「第6章 測定における一般的要求事項および条件」としてまとめられた。また、前回答申の「第2章 妨害波測定」のうち、「2.4 周波数9kHzから30MHzまでの伝導妨害波測定」が、本答申「第7章 9kHzから30MHzまでの伝導妨害波測定」まとめられた。
- (4) 本答申の「第8章 妨害波の自動測定」は、前回答申では(検討中)であったが、本答申では具体的規定が追加された。
- (5) 付則:前回答申の付則「(情報) 家庭用電器製品および類似製品から発生するVHF帯の妨害波電力を測定する方法の歴史的背景」が削除され、本答申では、新たに以下の付則が追加された。

付則D (情報) 平均値検波器を使用する場合の掃引速度と測定時間

付則E (情報) 擬似回路網を使用する試験配置の改善指針